

令和5年度いじめ認知件数および令和6年度の当校のいじめ対策について

新潟県立佐渡特別支援学校
生徒指導部

令和5年度いじめ対策総点検の結果、**当校でのいじめ認知件数は3件**でした。

以下にいじめの定義の内容と今後の当校での取組について掲載します。

○「いじめ防止対策推進法（平成25年6月）」におけるいじめの定義



- ◇ 学校内・学校外、同じ学校・違う学校にかかわらず、何らかの関係がある他の子どもからの
- ◇ 暴力、物隠し、おどしや悪口、無視、からかいなどの行為によって
- ◇ 行為をされた子どもの心や体が傷ついたり、苦しんだりすること
- ◇ インターネット上で行われたものも含む

○「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月）」におけるいじめの定義



- ◇ 上記の「いじめ防止対策推進法」におけるいじめの定義に加えて、いじめとなる蓋然性（多分そうなるだろう）の高いものを含める⇒**いじめ類似行為**
(例) SNS等で悪口を書き込まれたことについて、書かれた本人が知らないとしても、その行為を本人が知った時に、いやな思いをする可能性が高い場合 など

※「いじめ類似行為」が加わったのは、インターネットやSNS等の普及によって見付けにくくなったいじめを見逃さないようにすることがねらいです。



「ひやかし」や「いじり」のつもりであっても、**相手が嫌な気持ちになれば、それは「いじめ」**です。

○令和6年度の当校の取組

子供たちのすべての生活場面において「いじめ」は起こり得るということを共通認識し、今年度も引き続き『いじめ見逃しゼロ』を目指し、加害者も被害者も生まない教育に、全教職員一丸となって取り組めます。トラブルが発生した場合、事案の大小を問わずご家庭に連絡をさせていただき、状況説明、再発防止策、今後の指導方針をお話させていただきます。また、いじめの重大事態が発生した場合には、外部機関（警察等も含む）とも連携を図り、対応する場合があります。

重大事態に発展させないためにも、いじめを小さな芽のうちから発見・対応し、「いじめ」や「いじめ類似行為」を発見した場合、いじめ等が行われている「疑い」がある場合は、まず学校に報告・相談をいただくとありがたいです。

今年度も、当校のいじめ対策へのご理解とご協力をお願いいたします。